

継続

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年12月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第174号
令和3年3月15日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

保健所長から新型コロナウイルス感染症の患者に係る行方不明者届がなされた場合の対応上の留意事項について(通達)

行方不明者の発見活動については、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。)等に基づき実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症の患者に係る行方不明事案について、保健所長から行方不明者届がなされた場合の対応は下記のとおりとするので、適切な発見活動に努められたい。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであり、同省から各自治体に対し別添のとおり事務連絡『「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて(その7)抜粋』が発出されているので参考とされたい。

記

1 届出の受理

保健所長は、規則第6条第1項各号の届出人には該当しないが、規則第30条は「行方不明者届をしようとする者が第6条第1項各号に掲げる者ではない場合であっても、生活の本拠を離れその行方が明らかでない者のうち、第2条第2項各号のいずれかに該当すると認められるもの」については、「規則による措置をとることができる」と規定しているところ、本件届出に係る行方不明者については、感染症の発症や感染拡大の可能性があることから、特異行方不明者(規則第2条第2項第5号)として、規則第30条に基づく警察署長の措置により保健所長から行方不明者届を受理すること。

2 発見活動

特異行方不明者として必要な手配を行うとともに、立ち回り見込み先の調査等、所要の発見活動を行うこと。

3 発見時の措置

1の行方不明者届に係る行方不明者を発見した場合、各都道府県の個人情報保護条例に従い、保健所に対し、当該行方不明者の居所や連絡先に関する情報を提供すること。

4 留意事項

- (1) 発見活動に当たっては、当該行方不明者のプライバシーに十分配慮すること。
- (2) 発見活動において防護具等が必要と認められる場合は、保健所に提供を求めるなど、

警察職員の感染防止に十分配慮すること。

- (3) 受理時においては、当該行方不明者を発見した場合における保健所側の対応や、夜間・休日の連絡窓口等について確認しておくなど、必要な調整を図ること。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）においては、警察が行使し得る特別な権限に関する規定は設けられておらず、一般的な警察権限に関する法令の枠内での対応が原則となることに留意すること。

【継続措置状況】

初回発出日：令和2年7月22日

（有効期間：令和3年3月31日）

別添（抜粋）

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 2 2 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関する Q & A について （その 7）

医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者並びに都道府県、保健所設置市及び特別区並びに帰国者・接触者外来等における必要な準備事項について、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡）でお知らせしたところです。

当該事務連絡に基づく自宅療養等の対象者について、保健所において行方を把握することができず、対象者の健康状態を定期的に聴取することが難しくなっている事例が見られます。こうした場合に、保健所長の判断により、「行方不明者」として都道府県警察に行方不明者届を提出することができる枠組みについて整理しました。

今回の整理の内容についてお示しするため、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関する Q & A について（その 6）」（令和 2 年 6 月 16 日付け事務連絡）に以下の問を追加した上で、当該 Q & A を（その 7）として改訂することとしたので、お知らせします。

（追加した問）

問 1 1 「新型コロナウイルス感染症の患者であって、自宅療養（又は宿泊療養）中の方につき、連絡がつかず行方が確認できない場合、どのような対応が考えられるか」

なお、問 1 1 に関する回答内容については、警察庁と協議済みであり、同庁から各都道府県警察に対し、「保健所長から新型コロナウイルス感染症の患者に係る行方不明者届がなされた場合の対応上の留意事項について（通達）」が発出されることとなっていますので、ご参考ください。

軽症者等の宿泊施設や自宅での療養に関するQ & A

【Ⅰ 主に一般の方等向け】

1. なぜ宿泊施設や自宅で療養するのですか。 3
2. 宿泊施設や自宅での療養はどのような流れで行われるのですか。
3. 軽症者かどうかは誰が判断するのですか。 4
4. 高齢者等と同居していても自宅療養は可能ですか。
5. 軽症者等は自宅療養が原則なのですか。高齢者等と同居している場合でない
と宿泊療養はできないのですか。
6. 宿泊施設での療養とは具体的に何をすることになりますか。
7. 宿泊施設で療養した場合は、家族と面会できないのですか。 5
8. 宿泊施設で療養する場合の諸経費の負担はどうなりますか。
9. 自宅療養とは具体的に何をすることになるのですか。
10. 自宅療養する場合の留意事項は何かありますか。 6
11. 宿泊施設や自宅で療養する場合、医師や看護師等によるケアは受けられ
ないのですか。症状が悪化した場合はどうなるのですか。
12. 宿泊施設や自宅での療養はいつまで続くのでしょうか。 7
13. 宿泊施設や自宅での療養中の外出制限や健康状態の報告は、法律上の根拠
があるのですか。体調が良くなっても、守らなければならないのですか。
. 8
14. 宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たし、療養を終了した後、職場等
からPCR検査の結果が陰性であることの証明書（陰性証明）の提出を求めら
れた場合、どうしたらいいですか。医療機関に証明書の発行をお願いするこ
とはできるのですか。

【Ⅱ 主に都道府県等の関係者向け】

1. 宿泊療養において、健康状況を確認するうえで、酸素飽和度 SpO₂ や呼吸数
などを把握するため、パルスオキシメーターを備え付ける必要性如何。
. 10
2. 健康観察票に酸素飽和度と呼吸数を記録するのか。
3. 「外来患者でそのまま宿泊療養等へ移行する者」について、「一度入院して治
療等を受けた後、宿泊療養等へ移行する者」と比較して留意すべき点がある
か。
4. 宿泊療養をする場合の体制として、特に症状悪化に備えて必要な事項は何か。
. 11
5. 自宅療養において、軽症者等の症状悪化に備えて必要な事項は何か。
6. 外来患者について、その症状を踏まえると、PCR検査実施時点では、入院加
療が必要ないと判断される場合には、どのような対応が必要か。

7. 検査結果がでるまでの間、軽症者等が自宅に戻った場合、その後の療養先をどのように判断するのか。 12
8. 宿泊療養において、施設利用者が退所した後、次の施設利用者が利用するまでの間の清掃はどのようにすべきか。
9. 軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物の取扱いについて、留意すべきことはあるか。 13
10. 保険会社の医療保険等の入院給付金の請求のために、宿泊療養又は自宅療養の証明書を求められた場合には、どのような対応が考えられるのか。
11. 新型コロナウイルス感染症の患者であって、自宅療養（又は宿泊療養）中の方につき、連絡がつかず行方が確認できない場合、どのような対応が考えられるか。 14

【Ⅱ 主に都道府県等の関係者向け】

1 1 新型コロナウイルス感染症の患者であって、自宅療養（又は宿泊療養）中の方につき、連絡がつかず行方が確認できない場合、どのような対応が考えられるか。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症の患者であって、自宅療養（又は宿泊療養）の対象となっている方については、外出等をすると、感染を広げる可能性があるため、
 - ①自宅や宿泊施設から外に出ず、一定期間療養していただく必要があること、また、こうした対応が行われているか確認するためにも、保健所等への連絡を確実に行って頂く必要があることについて、丁寧に説明すること、
 - ②その上で、対象となる方の不在時の緊急連絡先も含めた連絡先を登録していただくとともに、定期的に連絡し、状態の確認を行うこと、
 - ③保健所の電話番号を登録してもらい、電話を受けやすい時間帯を事前に確認しておくこと等により、健康フォローアップを行う必要があるところです。

- 上記の対応を行う中で、不在時の緊急連絡先への連絡をしても連絡がとれず、自宅や実家、勤務先の訪問等の調査活動を行ってもなお、対象者の行方が確認できない場合であって、保健所長が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために迅速な対応が必要であると認めるときは、最寄りの警察署に相談の上、行方不明者届を行うことも可能です。
 - ※ 行方不明者とは生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号）第 6 条第 1 項の規定により届出がなされたものをいい、行方不明者発見活動は、行方不明者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように配慮して行われる。

- 保健所等が行方不明者届を行う際は、対象者の住所、氏名、生年月日など、行方不明者発見活動に関する規則に基づき必要な情報を提供する（※）必要があります。
 - ※ このように患者の個人情報を警察に提供することが、感染症法第 73 条（秘密漏洩の罰則）に該当しないかが問題となるが、本条は、感染症の患者等が感染症に関する誤解から不当な差別的取扱いを受けやすいため、公務員個人が職務上取得した感染症に関する他人の情報を厳格に保護することが必要であることから、職務上知り得た人の秘密について「正当な理由」がなく漏洩した場合の罰則を規定したものである。
 - 今般の行方不明者届の提出は保健所等から警察に対して行われ、その後の情報提供もこれら行政機関内で行われるものである上、警察には守秘義務が課せられていることから、本条の「漏らしたとき」に該当しないと考えられる。

また、本条の「正当な理由」としては、感染症のまん延を防止するために緊急やむを得ない場合が考えられるところ、今回の事案では、新型コロナウイルス感染症の患者が保健所と連絡が取れなくなっている状態であり、同感染症のまん延を防止するために緊急やむを得ない場合であることから、この「正当な理由」に該当すると考えられる。

○ このほか、実際に行方不明者届を行う場合は、保健所と管轄の警察署との間で、以下の事項について、確認しておくことが望ましいと考えられます。

- ① 対象者のプライバシー保護の観点に配慮をすること。
- ② 都道府県警察から協力を求められたときは、適宜協力することとし、特に、都道府県警察から防護具等の求めがあった場合、届出を行った保健所が必要な防護具等を提供すること
- ③ 夜間や休日等の連絡窓口を明らかにし、都道府県警察からの連絡に支障がないようにしておくこと
- ④ 都道府県警察から対象者の居所に関する連絡があった場合、速やかに対象者に保健所から連絡すること、また、当該対象者については、必要に応じ入院又は宿泊療養の対象者とするなど、再び所在不明となることのないようにすること
- ⑤ 対象者が発見されるまでの間に、対象者が退所基準を満たした場合は、速やかに都道府県警察に連絡し、届出の取り下げを行うこと

※ なお、都道府県警察が、行方不明者の発見活動を行うに当たり、発見に資する情報等の収集のために連絡がくることがあるので、行方不明者届を行ったことについては、保健所内で共有しておくことが望ましいと考えられます。

○ なお、上記のほか、自宅療養（又は宿泊療養）の対象となる方と保健所との連絡体制を維持するため、あらかじめ、以下のような対策を講じておくことが考えられます。

- ① 外出等をすると、感染を広げる可能性があるため、自宅や宿泊施設から外に出ず、一定期間療養していただく必要があること、また、こうした対応が行われているか確認するためにも、保健所等への連絡を確実に行って頂く必要があることについて、丁寧に説明すること。
- ② 保健所等の業務状況等により人手が確保できず、自宅療養（又は宿泊療養）中の方への連絡等が追いついていない場合においては、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知の別添）における「感染症発生動向調査事業」により、非常勤職員の雇用に係る経費を助成しているところですので、本補助金を活用し、退職した元保健所職員を雇用する等、必要な体制整備を行うこと

（参照）「保健所の業務継続のための体制整備について」（令和2年3月13日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- ③ 自宅療養（又は宿泊療養）中の方への連絡体制を確保する観点から、保健所の業務のうち、衛生主管部局以外の事務職員による支援が考えられる業務や、外部委託が可能と考えられる業務、縮小・延期等が可能と考えられる業務については、積極的に外部委託等を行うこと

（参照）「保健所の体制強化のためのチェックリストについて」（令和2年4月4日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添「保健所の体制強化のためのチェックリスト」

（以上）